

広島県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十九年三月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

矢野安浦線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市黒瀬町津江イラスケ山国有林五六六 林班へ小班地先熊野町界から 東広島市黒瀬町津江字神之前三七四番一地先 まで					
	一二・五〇〃 七二・七〇	八・五〇〃五 八・七〇 一二・五〇〃 七二・七〇	一、七六三・ 六〇	一、三四三・ 〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、六一九・ 六〇メートル